

株 主 各 位

大阪市城東区今福東1丁目4番12号

株式会社イトーキ

代表取締役社長 松井 正

第61回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のことと拝察申しあげます。
平成23年3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」におきまして、被災されました皆様に謹んでお見舞い申しあげます。
さて、本日開催の当社第61回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申しあげます。

敬 具

記

- 報 告 事 項
1. 第61期（平成22年1月1日から平成22年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第61期（平成22年1月1日から平成22年12月31日まで）計算書類報告の件
- 本件は、上記の内容について報告いたしました。

決 議 事 項 第1号議案

剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、期末配当金は当社普通株式1株につき金5円と決定されました。

第2号議案

定款一部変更の件（1）

本件は、原案どおり承認可決されました。
変更の内容につきましては、3頁から4頁をご参照ください。

第3号議案

定款一部変更の件（2）

本件は、原案どおり承認可決されました。
変更の内容につきましては、3頁から4頁をご参照ください。

第4号議案

取締役8名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役に山田匡通、松井 正、野口 創、近光 勝、細田久雄、永田 宏の6氏が再選され、新たに伊原木秀松、宮本照武の両氏が選任され、それぞれ就任いたしました。
なお、永田 宏氏、宮本照武氏は、社外取締役であります。

第5号議案 監査役2名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、監査役に新たに飯沼良祐、齋藤晴太郎の両氏が選任され、それぞれ就任いたしました。
なお、飯沼良祐氏、齋藤晴太郎氏は、社外監査役であります。

第6号議案 補欠監査役1名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、補欠監査役として藤田 傑氏が選任されました。
なお、藤田 傑氏は、社外監査役の要件を満たしております。

第7号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新の件

本件は、原案どおり承認可決され、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）が更新されました。

以 上

なお、本総会終了後開催の取締役会の決議により、同日付での当社の取締役および監査役の構成は、次のとおりとなりました。

代表取締役会長	山 田 匡 通	取締役（社外）	永 田 宏
代表取締役社長	松 井 正	(※)取締役（社外）	宮 本 照 武
取締役（専務執行役員）	野 口 創	監査役（常勤）	鈴 木 宏 和
取締役（専務執行役員）	近 光 勝	(※)監査役（社外）	飯 沼 良 祐
取締役（常務執行役員）	細 田 久 雄	(※)監査役（社外）	齋 藤 晴 太 郎
(※)取締役（常務執行役員）	伊 原 木 秀 松		

(注) 1. (※)は新任であります。

2. 取締役橋本清美ならびに監査役志村政俊、北村 巖、横手恒夫の4氏は、本総会終結の時をもって退任いたしました。

以 上

期末配当金のお支払いについて

本総会の決議に基づき、第61期期末配当金をお支払いいたしますので、同封の「第61期期末配当金領収証」にて、払渡しの期間（平成23年3月28日から平成23年4月28日まで）に、最寄りのゆうちょ銀行もしくは郵便局でお受け取りください。

なお、銀行預金口座またはゆうちょ銀行貯金口座への振込をご指定の方には、「配当金計算書」および「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方には、「配当金計算書」および「配当金のお受取方法について」を、それぞれご送付申しあげますので、ご確認ください。

イトーキ通信（年次報告書）のご送付について

イトーキ通信（第61期年次報告書）をご送付申しあげますので、ご高覧ください。

以 上

定款変更の内容

(下線は変更部分)

変 更 前	変 更 後
<p>第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (条文省略) 2. セキュリティ機器、物流機器、 その他一般産業用機器の製造 ならびに販売 3. ～6. (条文省略) 7. 建築工事業、鋼構造物工事業、 機械器具設置工事業、管工事業、 内装仕上工事業、電気通信工事業 8. ～11. (条文省略) 	<p>第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (現行どおり) 2. セキュリティ機器、物流機器、 <u>映像機器、情報通信機器</u>、 その他一般産業用機器の製造 ならびに販売 3. ～6. (現行どおり) 7. 建築工事業、鋼構造物工事業、 機械器具設置工事業、管工事業、 内装仕上工事業、電気通信工事業、 <u>建具工事業</u> 8. ～11. (現行どおり) (削 除)
<p>第14条 (当会社株式の大量取得行為に関する対応策)</p> <p><u>当社は、新株予約権の無償割当てに関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。</u></p> <p>② <u>当社は、当会社株式の大量取得行為に関する対応策の一環として、前項に基づき新株予約権の無償割当てに関する事項を決定するにあたっては、新株予約権の内容として、次の事項を定めることができる。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>当該対応策に定める一定の者（以下、「非適格者」という。）が新株予約権を行使することができないこと。</u> (2) <u>当会社が非適格者以外の者のみから新株予約権を取得し、これと引き換えに当会社の株式を交付することができること。</u> (3) <u>当会社が非適格者から新株予約権を取得し、これと引き換えに当会社の株式、新株予約権、社債、金銭、その他の対価を交付することができること。</u> <p>③ <u>前項における当会社株式の大量取得行為に関する対応策とは、当会社が資金調達または業務提携などの事業目的を主要な目的とせず、新株または新株予約権の発行を行うことにより当会社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当会社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれがある者による買収が開始される前に導入されるものをいう。また、導入とは、当会社株式の大量取得行為に関する対応策としての新株または新株予約権の発行決議を行うなど当会社株式の大量取得行為に関する対応策の具体的内容を決定することをいう。</u></p>	

変 更 前	変 更 後
<p>第15条～第50条 (条文省略) (新 設)</p> <p>附則 (条文省略)</p>	<p>第14条～第49条 (現行どおり)</p> <p>第8章 買収防衛策</p> <p>第50条 (当会社株式の大量取得行為に関する対応策)</p> <p>当会社は、株主総会の決議によって、当会社株式の大量取得行為に関する対応策の導入、継続の決定を行うことができる。</p> <p>② 当会社は、前項の対応策の一環として、<u>新株予約権の無償割当てに関する事項について、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定することができる。</u></p> <p>③ 当会社は、<u>第1項の対応策の一環として、前項に基づき新株予約権の無償割当てに関する事項を決定するにあたっては、新株予約権の内容として、次の事項を定めることができる。</u></p> <p>(1) <u>当該対応策に定める一定の者(以下、「非適格者」という。)が新株予約権を行使することができないこと。</u></p> <p>(2) <u>当会社が非適格者以外の者のみから新株予約権を取得し、これと引き換えに当会社の株式を交付することができること。</u></p> <p>④ <u>第1項における当会社株式の大量取得行為に関する対応策とは、当会社が資金調達または業務提携などの事業目的を主要な目的とせず新株または新株予約権の発行を行うことにより当会社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当会社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれがある者による買収が開始される前に導入されるものをいう。また、導入とは、当会社株式の大量取得行為に関する対応策としての新株または新株予約権の発行決議を行うなど当会社株式の大量取得行為に関する対応策の具体的な内容を決定することをいう。</u></p> <p>附則 (現行どおり)</p>

以 上